

仙台市農業委員会第 82 回総会議事録

○ 開催日時 令和 7 年 1 月 30 日（木曜日）午後 1 時 30 分から午後 3 時 05 分

○ 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

○ 出席委員 18 人

会 長	1 番 赤間 敬		
会長職務代理者	2 番 嶺岸 若夫		
委 員	3 番 相原 元浩	4 番 阿部 康幸	5 番 大泉 権吾
	6 番 小野寺 潔	7 番 菊地 郁夫	8 番 熊谷 幸夫
	9 番 郷古 雅春	10 番 齋藤 清太	11 番 佐々木 功治
	12 番 柴田 市郎	13 番 庄子 みゆき	14 番 鈴木 可和
	15 番 高橋 勝彦	16 番 高山 真里子	17 番 中嶋 紀世生
		19 番 三浦 彰芳	

○ 欠席委員 1 人 18 番 松原 菊男

○ 議事日程

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 あっせん会の報告

5 議 案

(1) 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定について

(2) 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る処分決定について

(3) 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定について

(4) 第 4 号議案 農地法第 2 条第 1 項の適用を受けない非農地証明願の承認について

(5) 第 5 号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について

6 協 議

(1) 令和 7 年度農作業標準料金表（案）について

7 報 告

(1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

(2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

(3) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出について

(4) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定（合意解約）による通知について

(5) 相続税の納税猶予に係る適格者証明願について

(6) 公共工事に伴う農地転用届出について

(7) 農業用施設に供する 2 アール未満の農地転用届出について

(8) 認定電気事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について

(9) 売渡あっせん希望農地一覧表

(10) 無断転用に対する通知について

8 その他

- (1) 会長等報告
- (2) 令和6年度農業委員視察研修会報告
- (3) 市議会議員有志との意見交換会について
- (4) 事務局からの連絡事項

○ 農業委員会事務局職員

事務局長	庄司 泰久	副主幹兼振興係長	山本 幸子
農地係長	伊藤 秀宣	振興係技師	山下 由理
農地係会計年度任用職員	庄子 尚		

1 開 会	開 会	(午後1時30分)
司会：副主幹	それでは、ただ今から仙台市農業委員会第82回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会赤間敬会長から、ごあいさつをお願いします。	
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －	
司会：副主幹	ありがとうございました。 次に、議長につきましては、仙台市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行は、赤間会長、よろしく願いいたします。	
議 長 (赤間会長)	本日は、18番 松原菊男 委員から欠席の届けがありました。19人中18人出席ですので、会議は成立しております。	
3 議事録署名 委員の指名 議 長	次に、議事録署名委員については、17番 中嶋紀世生 委員、19番 三浦彰芳 委員を指名いたしますので、よろしく願いします。	
議 長 (赤間会長)	議事に入る前に、あっせん会に関する報告を嶺岸若夫委員長からお願いいたします。	
嶺岸若夫委員 (あっせん事業 運営委員会委員 長)	1月16日に開催した、あっせん会の結果を報告いたします。 当日は、1件のあっせんがありました。 若林区三本塚（境堀の3筆）の農地で、売渡申出人、買受申出人双方とも本人が出席しました。あっせん委員は、農業委員から高橋勝彦委員と佐々木功治委員が、農地利用最適化推進委員から遠藤正彦委員が出席しました。売買価格について双方の意見が折り合わず、あっせん会は不調となりました。対象農地について	

は、再度あっせん農地一覧表に掲載することになります。以上で、あっせん会に関する報告を終わります。

(午後 1 時 3 7 分)

議 長

議案に入ります。

第 1 号議案から第 4 号議案まで、調査委員会を第一調査委員会が担当し、1 月 23 日に実施しております。

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定について を上程いたします。最初に大泉委員長から調査の結果を報告願います。

大泉第一調査
委員会委員長

第 1 号議案の調査委員会の結果について報告します。調査は、松原菊男委員、相原元浩委員、郷古雅春委員の 3 名で調査を行いました。また、該当する地区の農地利用最適化推進委員として、堀芳雄推進委員、庄子智史推進委員が出席しました。今回の申請は売買による規模拡大が 1 件、売買による新規就農が 1 件の合計 2 件です。調査の結果は、番号 1 番を相原元浩委員から、番号 2 番を郷古雅春委員から、口頭報告します。

相原元浩委員
(3 番)

番号 1 番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター 2 台、耕うん機 1 台、田植機 1 台を所有し、稲刈は作業委託により家族 2 人で 72 a の農地を耕作しております。なお、申請地には農地中間管理事業による賃借権が設定されておりましたので、農地法第 18 条第 6 項の通知（合意解約）が出ております。1 月 8 日に庄子智史農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

郷古雅春委員
(9 番)

番号 2 番は、売買により新規就農するものです。譲受人は、農業高校の知識と登米市での貸農園で体験してきたことを踏まえ、今回 2 a の農地を取得するものです。耕うん機 1 台を所有し、手作業により陸稲を栽培し、自家消費する計画です。1 月 13 日に堀芳雄農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第 1 号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等は、ございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長	<p>それでは、意見等がなければ採決します。 第 1 号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	(全員挙手)
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。</p>
	(午後 1 時 4 1 分)
議 長	<p>次に、第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る処分決定についてを上程いたします。 大泉委員長から調査の結果を報告願います。</p>
大泉第一調査 委員会委員長	<p>第 2 号議案の調査結果について報告します。調査は、齋藤清太委員、柴田市郎委員、庄子みゆき委員、三浦彰芳委員と私（大泉権吾委員）の 5 名で調査を行いました。今回の申請は、宅地の拡張に転用するものが 1 件です。調査の結果は、齋藤清太委員から、口頭報告します。</p>
齋藤清太委員 (10 番)	<p>番号 1 番は、宅地の拡張に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、第 3 種農地に近接する区域であることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、畑 207 m²を転用し、宅地に利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は、現地を既に整備済のため、費用が発生しないことを確認しております。なお、許可を得ないで現地を宅地として使っていたことに対し、顛末書が提出されております。以上のことから、農地法第 4 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。</p>
議 長	<p>第 2 号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。</p>
	(異議、意見等なし)
議 長	<p>それでは、意見等がなければ採決します。 第 2 号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	(全員挙手)

議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後1時44分)</p>
議 長	<p>次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定についてを上程いたします。</p> <p>大泉委員長から調査の結果を報告願います。</p>
大泉第一調査委員会委員長	<p>第3号議案の調査結果について報告します。調査は、齋藤清太委員、柴田市郎委員、庄子みゆき委員、三浦彰芳委員と私（大泉権吾委員）の5名で調査を行いました。今回の申請は、資材置場に転用するものが1件、一般住宅に転用するものが1件の合計2件です。調査の結果は、番号1番を柴田市郎委員から、番号2番を庄子みゆき委員から、口頭報告します。</p>
柴田市郎委員 (12番)	<p>番号1番は、売買により、資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その地の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行完了後8年以上経過している区域です。農地区分は第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内的の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、不動産業者が田 675 m²を転用し、資材置場に225 m²、車両置場に80 m²、通路等に370 m²を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。</p>
庄子みゆき委員 (13番)	<p>番号2番は、売買により、一般住宅に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、4m以上の道路の沿道の区域であって500m以内に2つ以上の公共施設または公益施設がある農地であることから、第3種農地と判断しました。申請は、譲受人が畑330 m²を転用し、住宅に74.94 m²、駐車場に30 m²、通路・庭等に225.06 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、金融機関の審査結果通知が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。</p>
議 長	<p>第3号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。</p>

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。
第3号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。

(午後1時48分)

議 長

次に、第4号議案 農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願の承認について を上程いたします。
大泉委員長から調査の結果を報告願います。

大泉第一調査
委員会委員長

第4号議案の調査結果について報告します。調査は、齋藤清太委員、柴田市郎委員、庄子みゆき委員、三浦彰芳委員と私（大泉権吾委員）の5名で調査を行いました。今回の非農地証明願は1件です。調査の結果は、19番三浦彰芳委員から口頭報告します。

三浦彰芳委員
(19番)

番号1番は、現況が宅地であることから非農地証明願がされたものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。願い出事由は、昭和43年5月時点で建物が存在し、現在も農家住宅の敷地として利用しているものです。確認資料である、固定資産税課税証明書・建築確認の記載事項証明書・航空写真により、農地法施行後の人為的改廃で、この事実行為から既に20年以上経過しており、再び農地として利用される可能性がなく、また実情及び実体が真に止むを得ないものと農業委員会が認めたものに該当し、承認相当と調査しました。

議 長

第4号議案の調査の結果、承認相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。
第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第4号議案 農地法第2条第1項の適用を受けな

い非農地証明願の承認については、承認と決定いたします。

(午後1時51分)

議 長

次に、第5号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見についてを上程いたします。

第5号議案については、阿部康幸委員と私（赤間敬会長）関連の案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席することになります。

最初に事務局から内容を説明願います。

事務局農地係長

議案書の5ページから8ページをご覧ください。

第5号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づき宮城県農地中間管理機構から意見及び貸付相手方に関する要件について確認を求められているものです。従来の中間管理事業の配分計画となるもので、今回、耕作者を変更し再配分するものです。令和7年3月25日宮城県公告予定になるものです。全部で10件、17筆 38,494㎡です。本計画の内容は、経営面積、従事日数など貸付相手方に関する要件を満たしているものです。

議 長

10件のうち、議事参与の制限に係る案件3件から審議します。

最初に、番号4番を審議することにします。私の関連案件でありますので、議長を嶺岸若夫会長職務代理者に交替して進めます。

それでは、私は退席します。

(赤間敬会長退席) (議長交替する)

議 長 (嶺岸若夫
会長職務代理者)

議長が退席しましたので、私が議長となって進めます。

番号4番について、ご質問・ご意見等はございませんか。

(質問、意見等なし)

議 長 (嶺岸若夫
会長職務代理者)

質問等がなければ採決します。

番号4番について、促進計画（案）については「意見なし」とし、貸付相手方に関する要件についての確認については、「要件を満たしている」とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 (嶺岸若夫
会長職務代理者)

全員挙手と認めます。よって、第5号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について の番号4番については、促進計画（案）については「意見

なし」とし、貸付相手方に関する要件についての確認については、「要件を満たしている」とすることといたします。

赤間敬会長関連の案件が終了しましたので、赤間敬会長は入室してください。

(赤間敬会長入室)

議長 (嶺岸若夫
会長職務代理者)

赤間敬会長の関連案件が終了しましたので、議長を交替します。

(議長交替する)

議長
(赤間敬会長)

それでは、引き続き審議を再開します。番号2番と3番を審議することにします。阿部康幸委員の案件でありますので、阿部康幸委員は退席していただきます。

(阿部康幸委員退席)

議長

番号2番と3番の案件について、ご質問・ご意見等はございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

それでは、質問等がなければ採決します。

番号2番と3番について、促進計画(案)については「意見なし」とし、貸付相手方に関する要件についての確認については、「要件を満たしている」とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手と認めます。よって、第5号議案 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見についての番号2番と3番については、促進計画(案)については「意見なし」とし、貸付相手方に関する要件についての確認については、「要件を満たしている」とすることといたします。

阿部康幸委員の案件が終了しましたので、阿部康幸委員は入室してください。

(阿部康幸委員入室)

議長

次に、議事参与の制限以外の残り7件(番号1番、5番、6番、7番、8番、9番、10番)について審議することにします。ご質問・ご意見等はございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

質問等がなければ採決します。7件について、促進計画(案)については「意

見なし」とし、貸付相手方に関する要件についての確認については、「要件を満たしている」とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第5号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について、促進計画（案）については「意見なし」とし、貸付相手方に関する要件についての確認については「要件を満たしている」とすることといたします。

(午後1時59分)

議 長

続きまして、協議に入ります。

(1)「令和7年度農作業標準料金表（案）について」を、阿部企画検討委員会委員長から説明願います。

阿部企画検討
委員会委員長

— 協議 —

(1)「令和7年度農作業標準料金表（案）について」

議 長

ご異議・ご意見等はございませんか。

(異議・意見等なし)

議 長

異議がなければ、(1)「令和7年度農作業標準料金表（案）について」は、承認といたします。

(午後2時04分)

議 長

続きまして、報告事項に入ります。まず農地関係から報告します。

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出から(9) 売渡あっせん希望農地一覧表までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。

事務局農地係長

それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については、1ページに記載のとおり2件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、2ページから3ページに記載のとおり6件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3) 農地法第3条の3の規定（相続等）による届出については、4ページから5ページに

記載のとおり 7 件の届出がありました。相続による権利取得が 6 件、持分放棄が 1 件となっており、事務局専決により全件受理しております。(4)農地法第 18 条第 6 項の規定(合意解約)については、6 ページに記載のとおり 6 件ありました。(5)相続税の納税猶予に係る適格者証明願については 7 ページに記載のとおり 1 件ありました。(6)公共工事に伴う農地転用届出については、8 ページに記載のとおり 1 件ありました。(7)農業用施設に供する 2 アール未満の農地転用届出については、9 ページに記載のとおり 1 件ありました。(8)認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出については、10 ページに記載のとおり 2 件ありました。(9)売渡あっせん希望農地一覧表については、新規のあっせん申出が 2 件ありましたので一覧表を修正しております。あっせんの掘り起こしをよろしくお願い申し上げます。(あっせん運営委員会で農地利用最適化推進委員のあっせん委員の指名について了承を得た場合、口頭で説明する。)

農地関連の報告事項は、以上でございます。

議 長

報告事項(1)から(9)までについて、ご質問等はありませんか。

(質問等なし)

議 長

質問がないようですので、次に、(10)「無断転用に対する通知について」を、事務局から報告願います。

事務局農地係長

— 報告 —

(10)「無断転用に対する通知について」

議 長

報告事項(10)について、ご質問等はありませんか。

(質問等なし)

議 長

質問等がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。

(午後 2 時 2 0 分)

議 長

続きまして、その他に入ります。

(1)会長等報告は、私(赤間 敬 会長)と、嶺岸会長職務代理者からいたします。

会 長

— その他 —

嶺岸会長職務

(1)「会長等報告」

代理者

議 長

ご質問等はありませんか。

(質問等なし)

議 長	質問等がないようですので、次に(2)「令和6年度農業委員視察研修会報告」を、事務局から報告願います。
事務局振興係	— その他 — (2)「令和6年度農業委員視察研修会報告」
議 長	ご質問等はございますか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に(3)「市議会議員有志との意見交換会について」を、事務局から説明願います。
事務局長	— その他 — (3)「市議会議員有志との意見交換会について」
議 長	ご質問等はございますか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に(4)「事務局からの連絡事項」を、説明願います。
事務局長	— その他 — (4)「事務局からの連絡事項について」
事務局振興係	1 タブレット型端末機に関する運用基準と配付について 2 オンライン予約システムの変更について 3 令和7年度総会等会議の開催予定について 4 令和7年2月～3月の予定表 5 他都市農業委員会だより等(千葉市、名取市、石巻市、広島市、農政時流)
議 長	ここまでの説明について、ご質問等はございませんか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、その他について終了いたします。
議 長	他に何かございますか。 なければ、以上で議事の一切を終了いたします。

司会：副主幹

嶺岸会長職務
代理者

それでは、閉会のあいさつを嶺岸若夫会長職務代理者からお願いします。

以上をもちまして、仙台市農業委員会第 82 回総会を閉会します。

閉 会

(午後 3 時 0 5 分)